



島根県報

令和7年8月26日（火）

第 6 4 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和7年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（ ” ）	3

【特定調達公告】

島根県環境放射線情報システムテレメータ子局装置等更新業務に係る随意契約 の相手方等	（原子力安全対策課）	3
簡易型電子線量計専用回線電源改修業務に係る随意契約の相手方等	（ ” ）	4

【正 誤】

令和7年8月12日付け島根県報号外第80号中	（道 路 維 持 課）	4
------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第480号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年9月10日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和7年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第481号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

出雲市所原町字コシキ岩4668－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字コシキ岩4668－1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第482号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町八神2206－3

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採によるものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町長谷1094－3、1094－5

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

島根県環境放射線情報システムテレメータ子局装置等更新業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県原子力環境センター 島根県松江市西浜佐陀町582番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年7月24日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所中国支社 支社長 廣田 英城 広島県広島市中区袋町5番25号

5 随意契約に係る契約金額

51,388,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 26 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
簡易型電子線量計専用回線電源改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県原子力環境センター 島根県松江市西浜佐陀町582番地 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 7 月 25 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 随意契約に係る契約金額
39,827,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号の規定による。

正 誤

令和 7 年 8 月 12 日付け島根県報号外第80号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示 第 460 号 の 表中	4. 11～ 18. 39	4. 11～ 24. 45